

小坂川水系河川整備基本方針

令和5年4月

静岡県

目次

第1 河川の総合的な保全と利用に関する基本方針	1
1 河川及び流域の現状	1
(1) 河川及び流域の概要	1
(2) 治水事業の沿革と現状	3
(3) 河川の利用	4
(4) 河川環境	4
(5) 住民との関わり	5
2 河川の総合的な保全と利用に関する基本方針	7
(1) 河川整備の基本理念	7
(2) 河川整備の基本方針	8
ア 洪水、津波、高潮等による災害の発生の防止または軽減に関する事項	8
イ 河川の適正な利用、流水の正常な機能の維持及び 河川環境の整備と保全に関する事項	8
ウ 河川の維持管理に関する事項	9
エ 地域との連携と地域発展に関する事項	9
第2 河川の整備の基本となるべき事項	11
1 基本高水並びにその河道への配分に関する事項	11
2 主要な地点における計画高水流量に関する事項	11
3 主要な地点における計画高水位及び 計画横断形に係る川幅に関する事項	12
4 主要な地点における流水の正常な機能を維持するため 必要な流量に関する事項	12
(参考図) 小坂川水系図	巻末

第 1 河川の総合的な保全と利用に関する基本方針

1 河川及び流域の現状

(1) 河川及び流域の概要

小坂川は、静岡市と焼津市の市境に位置する満観峰（標高 460m）の山中に源を發し、宮前川、大和田川と合流して概ね南東に向かって流下し海に至る、流域面積約 7.5km²、幹川流路延長約 2.8km の二級河川である。

流域の地形は、上流域や中流域の流域界付近は山地斜面が多くを占め、小坂川沿川は谷底平地が分布する。中流域には湿地に分類される場所もあり、下流域は氾濫原低地や砂州・砂堆等で形成される氾濫原が広がっている。

小坂川および隣接する丸子川は、かつて安倍川の支流とみられており、流路の変化を繰り返すなかで、安倍川本川から分かれて現在の河道の原型が出来上がったことが推測される。江戸時代にまとめられた駿国雑誌や駿河志料には、かつては、中流域で安倍川へ合流していたと記録されている。上流からの土砂運搬によって中下流部で平地部が形成されるとともに、臨海部の砂州・砂堆（礫州・礫堆）の後背地は湿地となり、その後、小坂川、丸子川によって運ばれた土砂で形成された微地形の影響を受けて、小坂川は、現在の位置にその流れを定めたものと推測されている。

流域の地質については、表層地質図の分類によると、上流域は火山岩類、中流域は泥砂礫質地盤、砂泥質地盤や泥質地盤、また、下流域は礫～砂礫質地盤や砂質地盤により構成されている。上流域の火山岩類は、大井川層群の堆積した中新世の初期に、海底で火山が噴出し生成された粗面玄武岩である。

河道特性としては、上流部にあたる小坂橋（2.13km）より上流では、河床勾配が 1/170～1/60 と急であり、中流部では国道 150 号小坂川橋（1.51 km）付近を境に 1/250 から 1/800 へと勾配が変化している。下流部では、堀川橋（0.99km）より下流の河床勾配が 1/360 で用宗地区の市街地を流れている。また、河口部は、1.4 k 地点付近（汐止橋）までは、水位等に潮汐が影響を与える感潮区間である。

流域の気候は、夏季は高温多湿、冬季は温暖少雨の表日本式気候（太平洋型気候区）に属している。

気温については、気象庁が、日本の年平均気温（30 年間平均）偏差を算出する際に用いる全国 15 観測所の昭和 56 年（1981 年）から平成 22 年（2010 年）の月ごとの平均観測値が、全国平均値では 14.1℃であるのに対して、流域近傍の静岡地方气象台での同期間の観測値の年平均気温は 16.5℃である。

また、年間総雨量は約 2,300mm（昭和 56 年～平成 22 年の平均）で、全国平均の 1,559mm と比較して多雨の地域である。

流域の土地利用（国土数値情報の土地利用細分メッシュ）については、平成 28 年（2016 年）は、森林が約 26%、農地が約 44%、宅地は約 28%となっており、水田・畑地・果樹園は上中流域に、住宅地は下流域に広がっている。

土地利用の変化については、昭和 51 年（1976 年）と平成 28 年を比較すると、下流域

から中流域における宅地面積の割合が流域全体では5%程度増加している。特に、昭和60年(1985年)3月に開業したJR安倍川駅付近からJR沿線が宅地化されており、水田・畑地・果樹園の割合が減少している。また、上流域の水田・畑地・果樹園、森林の割合や分布区域に大きな変化は見られない。

流域内人口は令和2年(2020年)時点で約6,500人となっている。近年は若干減少傾向にあるが、流域内の世帯数は増加傾向が続いており、高齢者の単独世帯の増加や核家族化が進行していることが窺える。流域の65歳以上の高齢者の割合は令和2年時点で33.6%であり、全国平均28.4%を上回っている。

流域内の地区別に人口の推移をみると、下流域では、平成24年以降の10年間で人口減少率が約10%であるのに対して、上流の小坂地区は20%の減少率となっている。また令和3年時点の高齢化率については、下流域では33%に対して上流の小坂地区は41%であり、状況に違いがみられる。

流域が位置する静岡市は、静岡県の県庁所在地であり、金融業やサービス業などの第3次産業が中心となる一方で、ものづくり産業や食品加工業などの第2次産業も活発である。平成27年(2015年)の国勢調査によると、産業別就業人口は第一次産業が約3%、第二次産業が約26%、第三次産業が約71%となっており、中でも「卸売業・小売業」の就業人口が最も多い。

静岡市では、市の前浜(駿河区石部～清水区蒲原)を「しずまえ」と称し、市内の漁港等で水揚げされる魚介類を「しずまえ鮮魚」として、全国的な知名度を向上させることを目的に積極的にPRしている。小坂川の河口に位置する用宗漁港は、シラス、イワシ漁等の沿岸漁業の拠点となっており、水揚げされる「用宗のしらす」は地元の特産品として有名である。用宗漁港周辺の飲食店や天然温泉施設などには、市内外からの多くの来訪者の姿が見られる。

流域の交通については、東名高速道路、国道150号、県道静岡焼津線、県道用宗停車場丸子線、JR東海道本線、JR東海道新幹線などの重要な交通網が位置している。流域を横断する国道150号は、静岡市の中心市街地と焼津市街地をつなぐ主要幹線道路のひとつであり、東名高速道路とともに災害時の緊急輸送路となっている。

流域の河川に係る歴史や文化については、平安時代の漢和辞書「和名類聚抄」や天平10年(738年)の駿河国正税帳するがのくにしようぜいちようには、流域内で古くから稲作が行われ、人々の生活が営まれていたことが窺える記述が残されている。

戦国時代には、この地域は「用宗郷」と呼ばれていたとされている。

江戸時代には、用宗地区の沿岸部で漁業が行われ、自然の入り江であった現在の用宗漁港周辺は、隣接する広野地区と焼津地域の間地点に位置するため、魚を売る商人の移動に使われたことから臨海部で帯状に集落が発展した。小坂川の流域内では新田開発も進められたが、小坂川、安倍川、丸子川などの氾濫や駿河湾からの波浪、塩害に苦しめられた。このため、水害、塩害を防ぐため、小坂川にいりひづつみ堰堤やしおよけづつみ潮除堤といった水防施設が設置されたことが伝えられている。

昭和初期には、安倍川に由来する伏流水を汲み上げて利用する大規模な製紙工場が立

地し、現在でも操業している。また、昭和 31 年（1956 年）には、静岡市により用宗漁港の改修が始まり、かつては現在の漁港より東側で駿河湾に注いでいた小坂川の河口は付け替えられ、漁港内へ流入する現在の形態となった。昭和 43 年（1968 年）には、全国の漁船が利用できる第 3 種漁港の指定を受けている。

流域内の文化財としては、用宗地区には、7～8 世紀の古墳群とされる用宗浅間坂上古墳群の遺跡のほか、かつては小坂川の水神橋（1.1 km）の傍らにあったとされる水神社が境内社のひとつとして鎮座する浅間神社といった史跡がある。また、浅間神社の境内社には津島神社もあり、江戸時代から続く祇園祭が、毎年 6 月に用宗地区や小坂地区などで行われており、現在では、こども神輿や花火の打ち上げなどが行われる。

また、河口の用宗漁港では、シラス漁業の P R や住民と漁業のふれあいを目的に「用宗漁港まつり」が毎年 5 月の大型連休に開催され、生しらすの販売、模擬セリ市や体験乗船などの催しに県内外から多くの観光客が訪れ、にぎわいをみせる。

さらには、小坂川流域やその周辺には、上流域の翡翠の滝や満観峰、中流域の持船城跡や安養寺、下流域には用宗フィッシャリーナなどの海洋レクリエーション施設等があり、自然や歴史を体感できる史跡や見どころが点在している。

小坂川流域の関連計画等については、砂防関連法では、小坂川の最上流部にあたる満願峰付近の溪流（小坂川）周辺が砂防指定地に指定され、小坂地区の山裾など数カ所が急傾斜地崩壊危険区域に指定されている。また、都市計画については、概ね東海道新幹線を境に上流側が都市計画法に基づく市街化調整区域、下流側が市街化区域に指定されており、市街化調整区域の大半は農業地域及び農用地区域となっている。

静岡市都市計画マスタープランでは、用宗駅周辺を「利便性の高い市街地ゾーン」として位置づけており、集約型都市構造の実現に向けた取組として、用宗漁港周辺において「レクリエーション機能を有する広野海岸公園や用宗海水浴場などの豊かな自然景観や水辺景観を活かした魅力ある景観形成をめざす」こととしている。また、暮らしの拠点の形成と良好な市街地形成の実現に向けた取組として「津波浸水被害課題エリア」である用宗漁港周辺について、安心・安全なまちづくりに向けて、地域の状況を踏まえた土地利用の検討や災害対策を進める」ことなどを掲げている。

（2）治水事業の沿革と現状

小坂川では、流域周辺の宅地開発や国道 150 号、東名高速道路の開通に伴う市街化の進展が見込まれることを受け、河道を整正し民生の安定を図ることを目的とし、昭和 41 年（1966 年）に策定した河川改修計画により、年超過確率 1/30 で汐入橋から揚岐橋（2.4 km）まで 1.5 k 区間の河川整備を進めてきた。昭和 61 年（1986 年）には、昭和 41 年の計画を基とした小坂川水系工事実施基本計画を策定している。その後、昭和 62 年、昭和 63 年に発生した河川施設の災害を受けて、揚岐橋上流の約 400m 区間の改修を行っている。

昭和 57 年（1982 年）9 月の台風 18 号による豪雨被害を最後に近年では、小坂川の堤防の決壊や溢水による甚大な被害は発生していないが、支川や幹川排水路の流下能力不

足や低地の排水不良によって内水被害が発生している。平成 15 年（2003 年）7 月には、時間最大 103mm の豪雨により、小坂地区を中心に床上浸水 42 戸、床下浸水 96 戸の被害が生じている。汐入橋より下流の約 260m 間では護岸が崩壊し、災害復旧工事を行っている。

なお、小坂川ではこれまでに高潮による被害の発生は確認されていない。

小坂川では、出水時の水害リスク情報を把握し活用するため、中流部の汐止橋に危機管理型水位計を設置している。設置地点の河川水位が一定の値に到達すると稼働する水位計の観測データは静岡県土木総合防災情報システム「SIPOS RADAR（サイポスレーダー）」等のウェブサイトにより一般公開している。

また、近年の豪雨の頻発化・激甚化を踏まえて、平成 30 年（2018 年）5 月には、それまでの水防災意識社会の再構築の取組を一層推進するため、静岡市域の一級水系及び二級水系を対象に、国土交通省、県、市で構成する静岡地域大規模氾濫減災協議会を組織し、防災・減災のための目標を共有し、関係者が連携して、ハード対策とソフト対策を一体的・計画的に推進している。

過去の主要な津波被害に関しては、安政元年（1854 年）に発生した安政東海地震により、用宗で震度 5 相当、小坂・大和田で震度 4 相当の揺れであったとする文献があり、用宗では、高さ 5.0m の津波が襲来したとの記録が残っている。

東日本大震災を踏まえた静岡県第 4 次地震被害想定（平成 25 年）では、発生頻度が比較的高く、発生すれば大きな被害をもたらす「レベル 1 の津波」と、発生頻度は極めて低いが発生すれば甚大な被害をもたらす「レベル 2 の津波」の二つのレベルの津波が設定されている。

小坂川では、レベル 1 の津波は、河川内を約 1.2km 遡上し、河川護岸をわずかに越えると想定されている。また、レベル 2 の津波では、沿岸への津波到達時間は 10 分であり、河川護岸及び海岸堤防を越流し、沿岸部で最大 59ha 以上が浸水すると想定されている。

（3）河川の利用

小坂川水系の水利用については、慣行水利の届出はなく、漁業権の設定もない。

（4）河川環境

流況については、通年での継続的な流量観測結果はない。上流部の一部区間では瀬涸れが見られる時期があるが、これまでに大きな渇水被害の発生は確認されていない。

小坂川の水質については、環境基本法に基づく環境基準の類型指定は行われていないが、静岡市では中流部の「150 号新小坂川橋」を水質観測地点として設定している。市による公共用水域水質調査結果（平成 23 年～令和 2 年）における近年の BOD 値（生物化学的酸素要求量）は、概ね 1～5 mg/l で推移しており、環境基準の「河川 B 類型」相当である。

また、小坂川河口部周辺の海域水質については、「用宗漁港港中央」に市の水質観測

地点が設定されており、公共用水域水質調査結果（平成23年～令和2年）のCOD値（化学的酸素要求量）は、概ね1.5～3mg/lで推移しており、環境基準の「海域B類型」を満たしている。

小坂川流域における生活排水対策としては、概ね東海道新幹線の南側が静岡市下水道計画における長田処理区に属しており、汚水管や長田浄化センターなどの公共下水道整備が進められている。その他の地域は、合併処理浄化槽による生活排水処理が主体となっている。

また、流域内の大規模工場では地下水を汲み上げて利用しており、排水は、処理された後、周囲の自噴する地下水等とともに大和田川や青木雨水幹線を経由して小坂川へ流入している。このため、大和田川等からの流入水は平常時でも比較的多い。

河道の状況は、上流部・中流部・下流部に分けることができる。

下流部は感潮区間であり、掘込河道の形式で両岸がコンクリート護岸で整備されている。

魚類については、ニホンウナギ（静岡県版レッドリスト：絶滅危惧ⅠB類（EN）、環境省レッドリスト：絶滅危惧ⅠB類（EN））、ボラ等の通し回遊魚やゴンズイ、スズキといった周縁魚が多く見られ、また、干潟ができるような場所の砂泥を好むチワラスボ属（静岡県版レッドリスト：絶滅危惧ⅠB類（EN）、環境省レッドリスト：絶滅危惧ⅠB類（EN））等の希少種も確認された。植生は、ヒメガマ等の水生植物群落が見られる。

中流部には一部で土堤区間が存在し自然草地が形成されている。下流部にも見られる通し回遊魚や周縁魚の他、礫底に生息するアユカケ（カマキリ）（静岡県版レッドリスト：絶滅危惧Ⅱ類（VU）、環境省レッドリスト：絶滅危惧Ⅱ類（VU））が確認でき、礫底は湧水が見られやすいことから、流水域を好み、湧水のある水域に多産する希少種のナガエミクリ（静岡県版レッドリスト：準絶滅危惧（NT）、環境省レッドリスト：準絶滅危惧（NT））のほか、エビモやヒルムシロ類等の沈水・浮葉植物が見られる。水生植物群落周辺に生息するミナミメダカ（静岡県版レッドリスト：絶滅危惧Ⅱ類（VU）、環境省レッドリスト：絶滅危惧Ⅱ類（VU））等の希少種も確認されている。

上流部は、河川勾配が急であり、掘込河道の形式で両岸がコンクリート護岸で整備され、数基の落差工が設けられている。また、魚類では、瀬の周辺から平瀬にかけての緩流部で多く見られるカワヨシノボリ（静岡県版レッドリスト：要注目種 分布上注目種（N-II））が確認された。植生は、ツルヨシ群落为主体となった単調な群落が見られる。

（5）住民との関わり

小坂川流域を含む静岡市長田南地区の住民を対象としたアンケート調査では、小坂川の印象について、「自然豊か」「親しみやすい」といった多数の回答がある一方で、「水が少ない」「水が汚い」といった回答も多い。中上流部の河川沿いはウォーキング等で利用されており、中流部の河川沿いにある小坂川緑地には、ベンチや花壇があり、住民の憩いの場となっている。一方で、アンケートに回答した住民の約三割が「小坂川に行かない」と回答しており、特に下流域の市街地では、その割合が高くなっている。中上

流部では住民が草刈りを行っているが、小坂川をフィールドとした市民活動等の実績は確認できない。少子高齢化などにより社会構造が変化していくなかで、地域住民の河川への日常的な関わりや関係性についても変化が見込まれる。

2 河川の総合的な保全と利用に関する基本方針

(1) 河川整備の基本理念

古くより稲作が行われてきたとされる小坂川流域とその周辺では、安倍川や丸子川の影響を受け、幾度となく氾濫による被害を受けてきた。また、用宗地区の沿岸部では、砂丘の後背湿地において波浪の影響を受けたとされている。このため、先人達は、水害や塩害から水田を守るため、小坂川に堰樋堤や潮除堤を設置したと伝えられている。昭和40年代以降、東名高速道路や国道150号の開通、東海道本線安倍川駅の開業などを背景に、下流域の土地利用は大きく変化し、市街化が進んでいる。

昭和57年から現在までの40年間、小坂川の溢水や氾濫による浸水被害はないものの、平成15年に中下流域で発生した内水氾濫では、138戸もの家屋浸水被害が生じたほか、国道150号の通行止めを引き起こし、物流が止まるなど広い範囲で社会経済活動に影響を与えた。気候変動による豪雨の頻発化・激甚化が懸念されるなか、水災害に強いまちづくりを静岡市等の関係者と連携して確実に進めていく必要がある。このため、小坂川の将来的な整備目標を明確にして治水安全度の確保を図るとともに、地域特性を踏まえて流域全体を俯瞰し、雨水流出抑制や適正な土地利用などともに、ハードとソフトが一体となった取組を推進し、安全で安心な地域づくりにつなげていくことが重要である。

河川環境について、下流部では、海とのつながりが深い通し回遊魚や周縁魚が数多く見られ、干潟を好む希少な魚類も確認されているほか、中流部では、湧水のある水域に生育する植生も見られ、築堤区間では、河川内の水辺から堤防、背後地までの連続性が保たれるなど、生物の移動の著しい阻害は回避されている。こうした小坂川の下流部、中流部、上流部の各地点で確認される動植物が好む環境やその形成に寄与する要因、既存の構造物等の効能については、川づくりの重要な着目点であり、地域づくりにおいては貴重な教材となり得るものである。

小坂川は、幹川流路延長がわずか2.8kmの小規模な河川であるものの、河口部や下流部、中・上流部で全く異なる水辺の様相を呈している。このため、川づくりでは、流域特性や上中下流域のそれぞれの河川特性を関係者と共有し、地域事情や住民等と河川の関わりを、適宜、的確に捉えながら河川整備を進めることが重要である。

これらを踏まえ、小坂川水系の河川整備における基本理念を次のとおり定める。

《基本理念》

下流、中流、上流の各所で様々な姿をみせている小坂川において、高度成長期以降の地域の発展の変遷を踏まえながら、洪水、高潮、津波などの災害による被害の防止又は軽減を図る。また、自然の脅威に対峙した先人達の営みの歴史や貴重な動植物が生息・生育する水環境の多様さを地域に潜在する財産と捉え、市街地近郊の魅力のある川として後世に継承するよう、小坂川の河川特性を共有しながら、流域に関わるあらゆる関係者のつながりを後押しする川づくりを目指す。

(2) 河川整備の基本方針

小坂川水系の河川整備の基本理念を踏まえ、水源から河口までの一貫した計画のもとに、河川の総合的な保全と利用に関する基本方針を次のとおりとする。この基本理念に基づき、目標を明確にして段階的に河川整備を進める。

さらに集水域と氾濫域を含む流域全体で、災害発生の防止又は軽減に向け、あらゆる関係者が協働して主体的に取り組む総合的な治水対策を推進するための必要な支援を行う。

ア 洪水、津波、高潮等による災害の発生の防止又は軽減に関する事項

災害の発生の防止又は軽減に関しては、河川の規模、既往の洪水、流域内の人口・資産などを踏まえ、県内の他河川とのバランスを考慮し、年超過確率 1/30 規模の降雨による洪水を安全に流下させることのできる治水施設の整備を目指す。なお、河川整備においては、背後地の土地利用形態や現況治水安全度の上下流バランスに十分に留意して河川整備を進める。

また、上流部や、中下流域の低地で発生している内水による浸水被害の軽減について、各施設の管理者等との連携により対策を促進させる。併せて、流域特性を関係者間で共有しながら、流域における土地利用計画、砂防事業や治山事業との調整や連携、保水遊水機能を有している中上流域の水田などの農地保全への働きかけ等を通じて、流域内の総合的な水災害対策を推進する。

さらに、気候変動の影響等による想定を超える洪水や、整備途上段階での施設能力以上の洪水が発生した場合においても、被害をできる限り軽減するため、水害リスク情報の充実を図るとともに、平常時より静岡市や住民等と連携し、要配慮者などを含めた防災情報の伝達体制や避難体制の整備、防災教育や防災知識の普及活動など、自助・共助・公助による地域防災力の充実、強化を図る。

河川津波対策に関しては、静岡県第4次地震被害想定に基づくレベル1の津波を「計画津波」とし、これに対して人命や財産を守るため、用宗漁港における防御と一体となって、河川を遡上する津波への対策を実施する。なお、計画津波への対策の実施にあたっては、静岡市のまちづくりや漁港計画との整合を図るとともに、河川や漁港の利用、景観に配慮するものとする。また、レベル2の津波を「最大クラスの津波」とし、これに対しては、施設対応を超過する事象として、住民や来訪者の生命を守ることを最優先とし、静岡市との連携により土地利用、避難施設、防災施設などを組み合わせた津波防災地域づくり等と一体となって減災を目指す。

イ 河川の適正な利用、流水の正常な機能の維持及び河川環境の整備と保全に関する事項

河川の適正な利用及び流水の正常な機能の維持に関しては、流況の把握に努め、健全な水循環の維持や動植物の生息・生育・繁殖環境、景観などに配慮しつつ、土地の適正利用、森林の管理や農地の保全、生活排水の適正処理、地下水利用等の把握について、静岡市や住民等と連携しながら、河川及び流水の適正な管理に努める。

河川環境の整備と保全に関しては、河川を軸とした山、海、周辺の水辺環境との連続性の確保に努めるとともに、重要種を含む多様な動植物が生息・生育・繁殖できる豊かな自然環境の保全に努める。

用宗漁港に注ぐ河口部から汐止橋までの感潮区間においては、海とのつながりと潮の干満による水位の変化により生じる水環境の多様性が維持されるよう努める。ニホンウナギなどの海と川を行き来する通し回遊魚や周縁性のある魚種が見られることから、魚類等の移動に配慮した連続性の確保を図る。

また、干潮時に河床に泥や砂泥が露出して干潟が形成される感潮区間の河床には希少な魚類が確認されていることや、砂や小径の礫で構成される中流部の河床には湧水のある水域に生育する植生が見られることなどから、河川の整備や維持管理にあたっては、河床の構成材料、地下水や湧水に配慮し、調査や観察を通じて動植物の育成基盤等の保全や再生に努める。

周辺の豊かな自然環境が残されている東名高速道路から小坂橋までの中流部などにおいては、本川と支川における合流点や、河川から背後地に続く水陸移行帯など、河川と山、周辺の水辺環境との連続性の確保に努める。また、河川内の遡上が制限される整備済の落差工についても施設修繕などに併せ、順次、改善を図る。また、上流部の一部の区間で生じる瀬涸れについては、原因の把握と対応について関係者との連携を図っていく。

河川景観に関しては、下流、中流、上流における河川沿いの空間は、それぞれの場所で様相が全く異なることから、静岡市が取り組む景観に関する施策や地域との協働によるまちづくりと連携して、河川景観の保全や改善に取り組むとともに、流域内の各地区における川の風景が住民にとってのふるさとの川の情景として今後も引き継がれていくよう河川の整備や管理に努めるものとする。

ウ 河川の維持管理に関する事項

河川の維持管理に関しては、災害の防止、河川の適正な利用、流水の正常な機能の維持及び河川環境の保全の観点から、河川の持つ多面的機能が十分に発揮できるように、静岡市などの関係機関や住民等と連携し、護岸や堤防等の治水上重要な河川施設の機能を確保するため、平常時及び洪水発生後における巡視、点検を適切に実施する。

また、河道の状態や自然環境、土砂堆積の状況、地下水位の状況等を把握し、必要に応じて補修・修繕を実施するなど、良好な状態を保持するように努める。

エ 地域との連携と地域発展に関する事項

住民等が行う清掃活動などに対しては、小坂川の中上流域では、地元の住民による河川清掃や除草などの取組が行われているが、高齢化により地域コミュニティや活動の衰退も危惧されることから、地域の要請等を適切に捉えるよう努め、地域全体で身近な環境保護への関心を高めることを目的とした県のリバーフレンドシップ制度等を活用し、河川愛護の取組が継続されていくよう支援する。

また、住民等にとって身近な存在である小坂川への関心を高めるため、河川整備に関

する情報や施策、河川の魅力を静岡市と協力して積極的に発信する。

頻発化・激甚化する豪雨に対する防災対策については、静岡市と連携して住民への水害リスクや避難行動に対する理解促進を図るなかで、総合的な浸水被害の防止・軽減に向けた住民一人ひとりの取組が地域の安全に大きく寄与することを周知し、流域に関わる個人や様々な団体等の意識がつながっていくよう努める。

さらには、教育機関と連携し、流域内に位置する小学校及び中学校などにおいて治水や河川計画、水災害リスク情報などの防災教育の実施や、小坂川の自然環境や流域の歴史、人と川に関わりなどの情報を提供するなどの支援を行うことで、次世代を担う人材の育成に関わっていく。

第2 河川の整備の基本となるべき事項

1 基本高水及びその河道への配分に関する事項

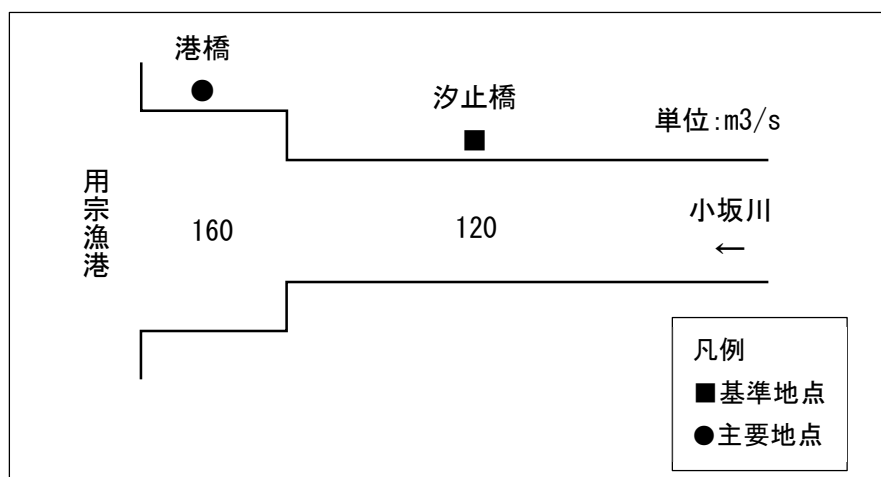
基本高水のピーク流量は、既往の洪水や河川の規模、流域内の資産・人口等を踏まえ、県内の他河川とのバランスや既往の治水施設の整備規模を考慮し、年超過確率 1/30 規模の降雨による洪水を対象として、基準地点汐止橋において $120\text{m}^3/\text{s}$ とし、これを河道へ配分する。

基本高水のピーク流量一覧表

河川名	基準地点	基本高水流量のピーク流量 (m^3/s)	河道への配分流量 (m^3/s)
小坂川	しおどめばし 汐止橋	120	120

2 主要な地点における計画高水流量に関する事項

計画高水流量は、基準地点汐止橋において基本高水流量のピーク流量と同じ $120\text{m}^3/\text{s}$ 、主要地点港橋において $160\text{m}^3/\text{s}$ とする。



小坂川 計画高水流量配分図

3 主要な地点における計画高水位及び計画横断形に係る川幅に関する事項

主要な地点における計画高水位と計画横断形に係る川幅は、以下のとおりとする。

主要な地点における計画高水位、川幅一覧表

河川名	地点名	河口からの距離 (km)	計画高水位 (T. P. m)	川幅 (m)
小坂川	汐止橋	1.42	3.10	16.6
	港橋	0.53	4.6 ^{※1}	17.5

(注) T. P. : 東京湾中等潮位

※1 : 計画津波水位

4 主要な地点における流水の正常な機能を維持するための必要な流量に関する事項

流水の正常な機能を維持するため必要な流量に関しては、今後さらに河川における流況等の把握に努め、動植物の生息・生育・繁殖地の状況、景観等の観点からの調査検討を踏まえて設定するものとする。

(参考図) 小坂川水系図

